

横浜市 高齢者居住安定確保計画



平成 24 年 3 月

目次

第1章 計画の目的	1
1 計画の目的と位置づけ	1
2 計画期間	3
第2章 高齢者と高齢者の住まいに関する現状と将来推計	4
1 人口の状況	4
（1）高齢者人口と高齢化の推計	4
（2）要介護高齢者の増加	6
2 高齢者のみ世帯の状況	7
3 高齢者の所得の状況	9
（1）高齢者世帯の年収と家賃	9
（2）高齢者世帯の居住面積水準	10
4 高齢者の住まい等の状況	11
（1）高齢者世帯の住宅の所有関係	11
（2）住宅のバリアフリー化	12
（3）子供の住んでいる場所別の高齢者世帯	13
（4）老後の暮らし方	14
（5）在宅生活継続の意向	15
（6）特別養護老人ホームの入所申込者数と入所定員	16
5 高齢者向け賃貸住宅の整備状況	17
6 高齢者施設等の整備状況	18
第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組	20
1 高齢者の住まいに関する現状と課題	20
2 課題解決に向けた取組方針	21
3 課題解決のための施策	22
（1）高齢者向けの賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の促進	22
（2）高齢者の賃貸住宅への入居支援等	23
（3）高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進	24
（4）地域で高齢者を支える仕組みの構築	25
（5）高齢者の居住の安定の確保に向けた情報提供・相談等の充実	26

第1章 計画の目的

1 計画の目的と位置づけ

高齢化の進展に伴い、要介護や要支援認定を受けた高齢者や、生活機能の低下により近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者が増加することが見込まれます。

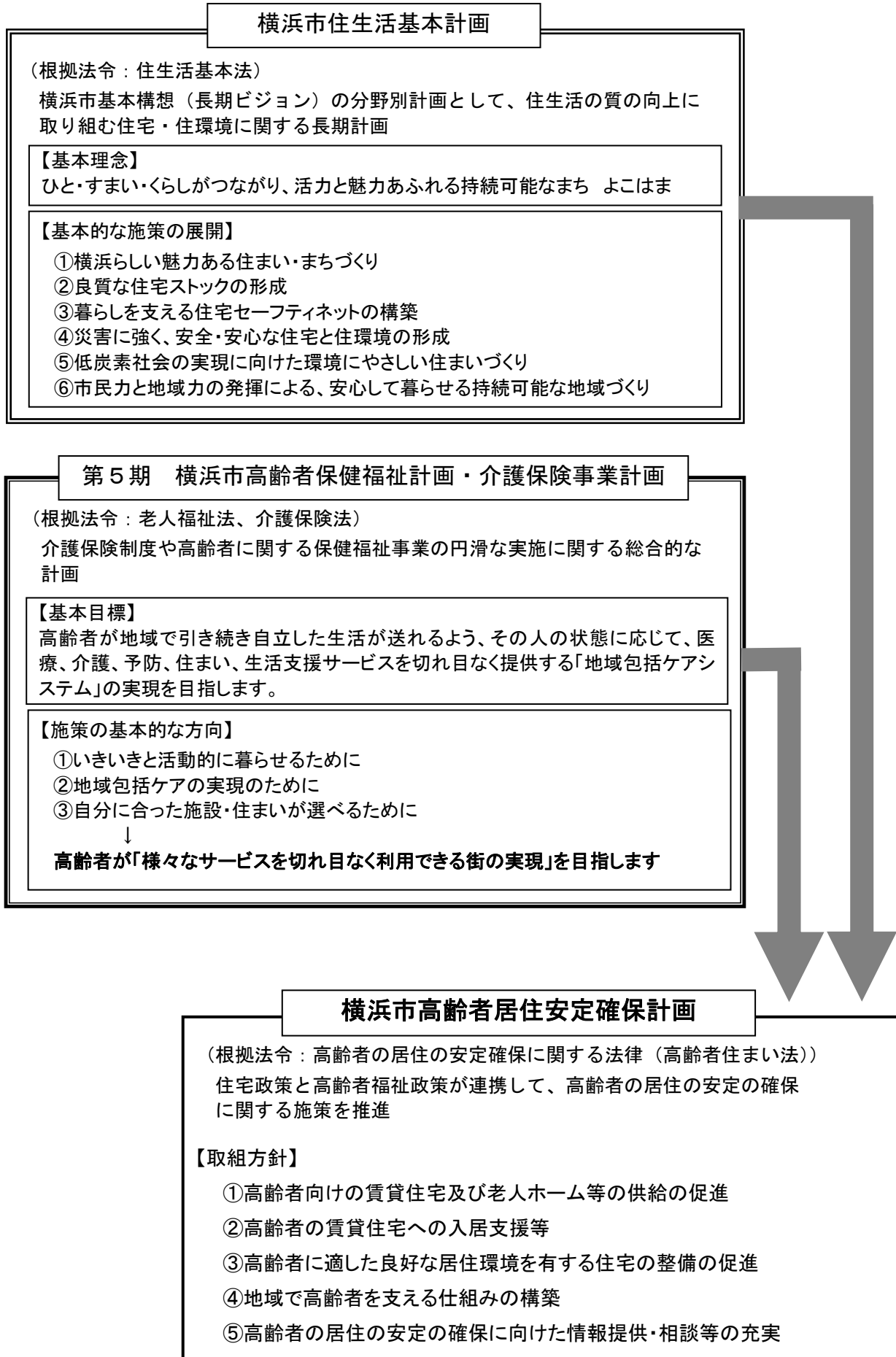
また、家族類型別の世帯の状況において、「高齢夫婦のみの世帯」や「高齢単身世帯」が増加すると見込まれています。

そうした状況の中、高齢者向け生活支援サービス付きの住宅数の不足や住宅のバリアフリー化の遅れへの対応等、高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保することが急務となっており、住宅施策と福祉施策が連携して取り組むことが必要となっています。

そこで、本計画では、「横浜市住生活基本計画」と「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえて、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、また、高齢者全体の住生活の安定と向上を目指します。



【計画の位置づけ】

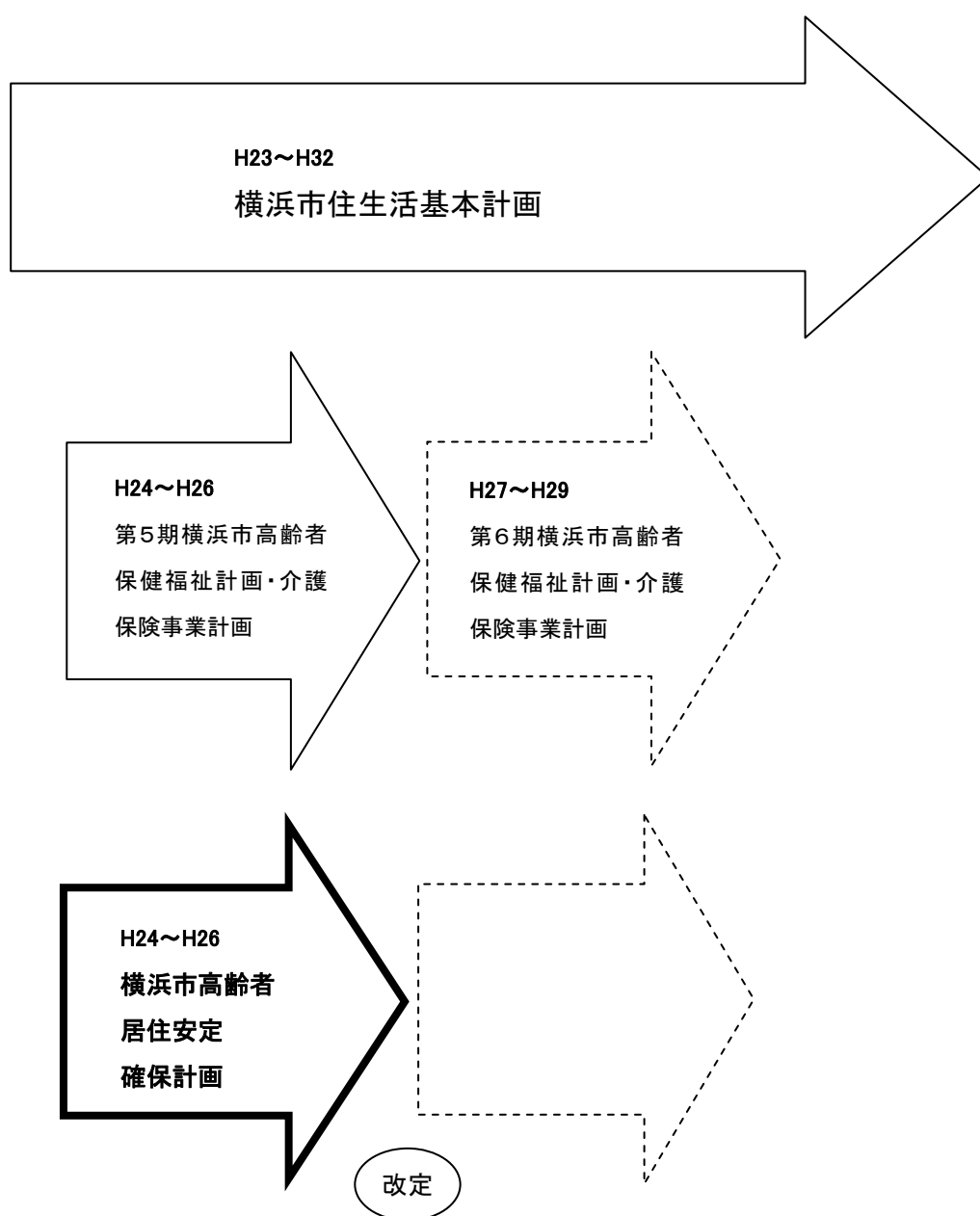


2 計画期間

横浜市住生活基本計画の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間となっています。

第 5 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間の計画期間としています。

横浜市高齢者居住安定確保計画の計画期間は、これらを踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年とします。また、横浜市住生活基本計画、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との調和を図りながら進行管理を行い、進捗状況についての評価・検証を踏まえて改定を行っていくものとします。



第2章 高齢者と高齢者の住まいに関する現状と将来推計

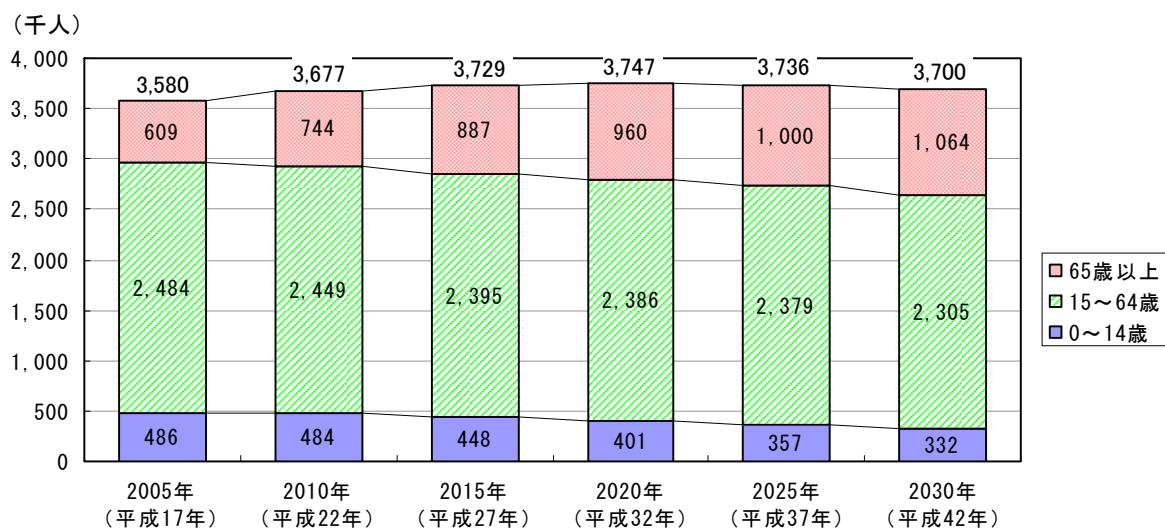
1 人口の状況

(1) 高齢者人口と高齢化の推計

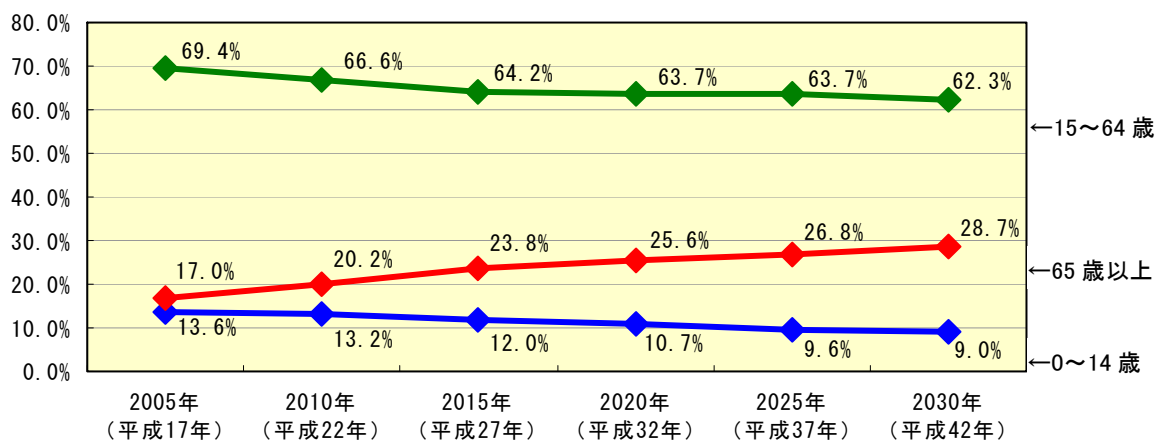
横浜市将来人口推計によると、横浜市の高齢者人口（65歳以上）は、平成17年で約60万人ですが、平成42年には約106万人となります。

年齢3区分別（年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上））にみると、特に高齢化の進行が際立っており、高齢化率（老年人口の割合）について、人口のピークを迎える平成32年（2020年）には25.6%、平成42年（2030年）には28.7%に上昇するという推計となっています。

【年齢3区分別人口推計】



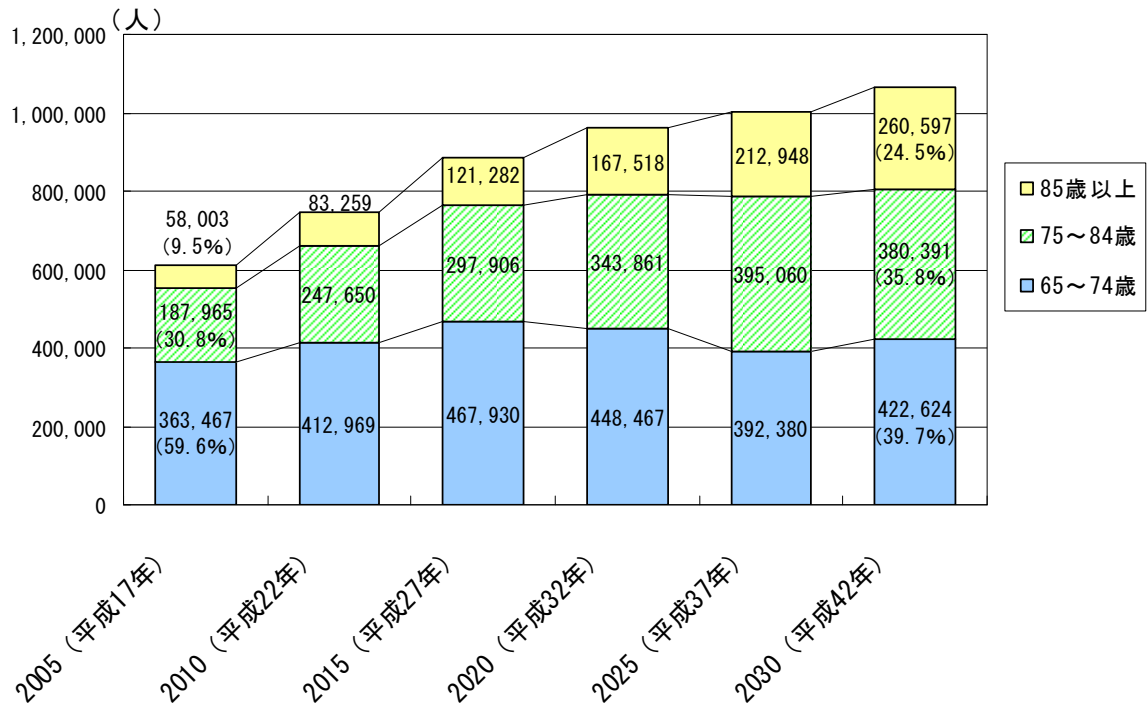
【年齢3区分人口の割合推計】



資料：横浜市将来人口推計

また、高齢者の中においても高齢化が進むと推測されています。75歳以上のいわゆる「後期高齢者」人口は、平成17年（2005年）には高齢者全体の約4割でしたが、平成42年（2030年）には約6割を占めるという推計です。高齢化率の上昇だけではない、本格的な高齢社会の到来が予測されています。

【増える高齢者とその中でも進む高齢化】



資料：横浜市将来人口推計

(2) 要介護高齢者の増加

介護が必要な高齢者の人数については、平成 23 年に 12 万人を超え、平成 26 年には 14 万人を超えると見込まれています。

要介護度別の構成比を、平成 17 年と平成 26 年で比較してみると、要介護 1 の割合が大幅に減り、要介護 2、要介護 3 の割合が増える見込みとなっています。

(単位：人)

		平成 17 年	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年 見込み
人数	合計（全体）	96,966	107,052	122,254	143,300
	要支援 1	10,149	7,354	11,599	13,500
	要支援 2		19,212	17,573	20,400
	要介護 1	35,023	11,466	18,197	21,400
	要介護 2	15,540	23,649	27,242	31,900
	要介護 3	12,988	18,659	17,417	20,500
	要介護 4	11,668	14,057	15,501	18,300
	要介護 5	11,598	12,655	14,725	17,300
構成比	合計（全体）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	要支援 1	10.5%	6.9%	9.5%	9.4%
	要支援 2		17.9%	14.4%	14.2%
	要介護 1	36.1%	10.7%	14.9%	14.9%
	要介護 2	16.0%	22.1%	22.3%	22.3%
	要介護 3	13.4%	17.4%	14.2%	14.3%
	要介護 4	12.0%	13.1%	12.7%	12.8%
	要介護 5	12.0%	11.8%	12.0%	12.1%

※ 各年 10 月 1 日現在

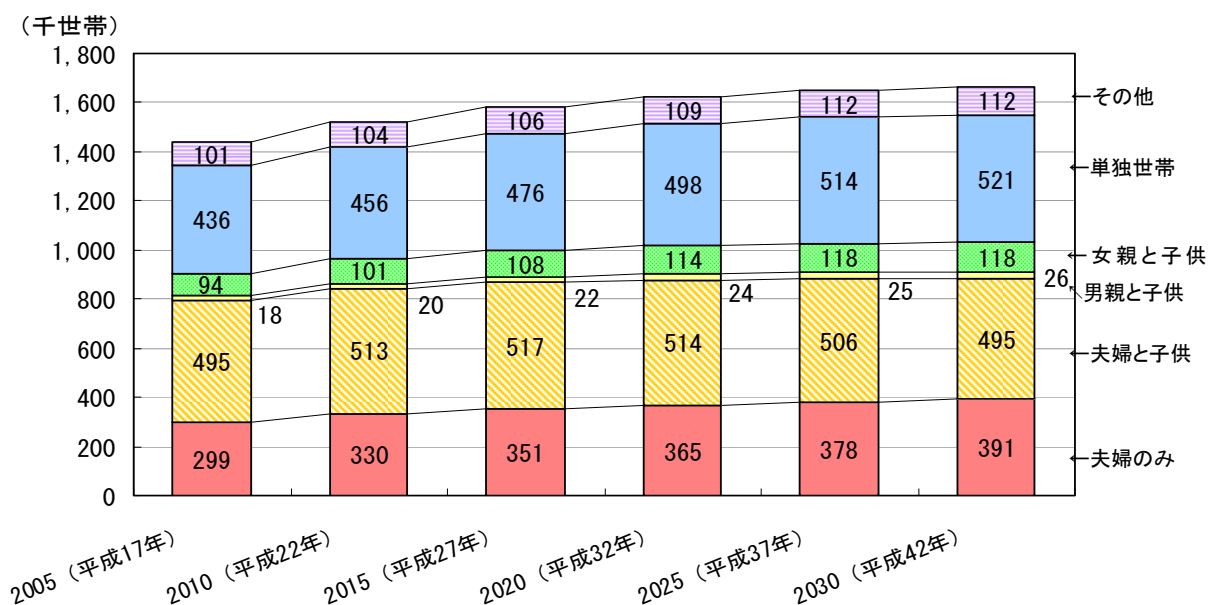
2 高齢者のみ世帯の状況

横浜市の世帯数は、人口と同様、これまで一貫して増加を続けています。

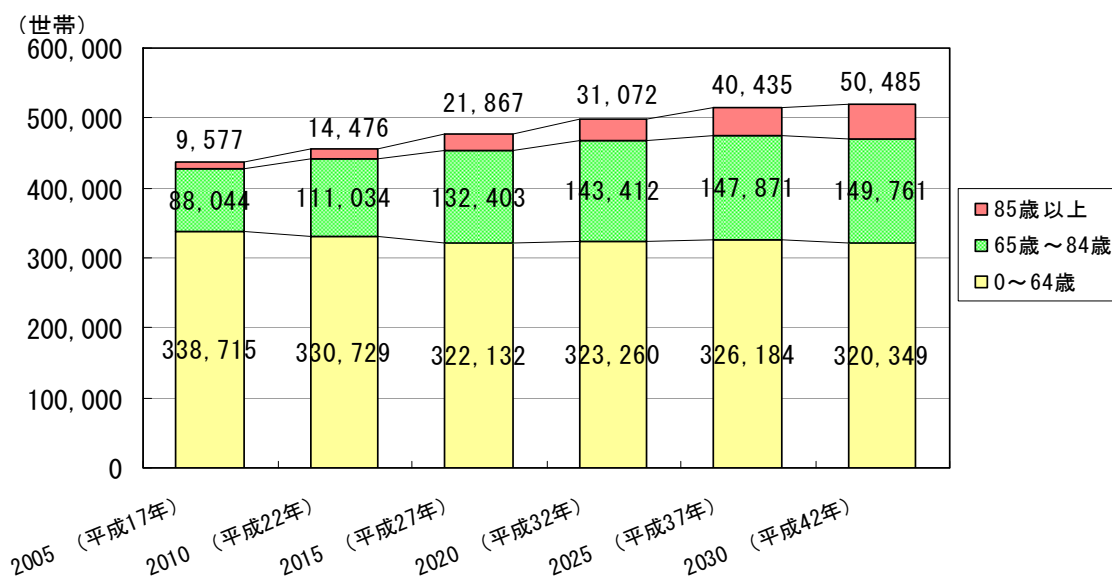
さらに、横浜市の将来人口推計では、今後世帯数は平成42年（2030年）までは増加傾向が続いておおよそ166万世帯となり、約3割にあたる52万世帯が単独世帯になると予測されています。

そのうち65歳以上の単独世帯は、平成42年に約20万世帯で平成17年の約2倍、さらにそのうち85歳以上の単独世帯については、平成42年に約5万世帯で平成17年の約5倍に増加すると予測されています。

【家族類型別世帯数の推計】



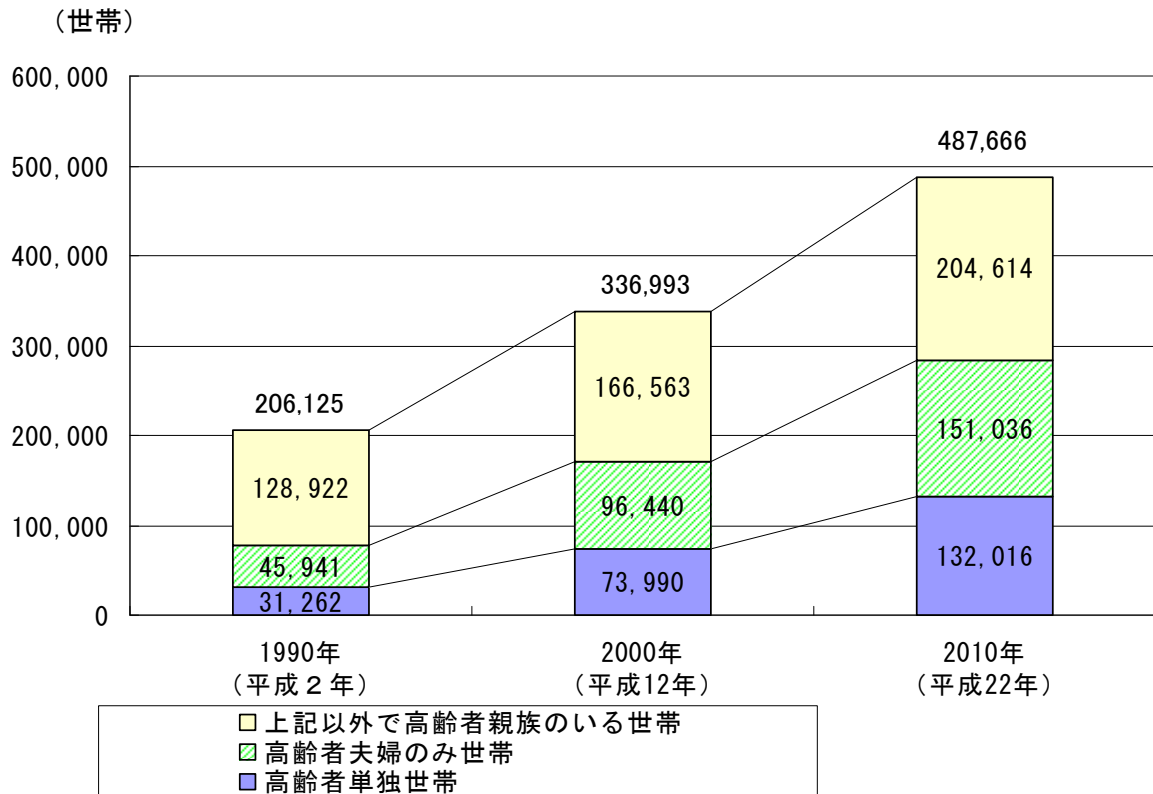
【単独世帯の年齢別世帯数の推計】



資料：横浜市将来人口推計

また、高齢者のいる世帯数は、平成2年（1990年）から平成22年（2010年）にかけて2.4倍となっており、中でも高齢者単独世帯は4.2倍、高齢者夫婦のみ世帯は3.3倍と、急速に増加しています。

【高齢者のいる世帯の家族別世帯数の推移】



※高齢者夫婦のみ世帯: 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

資料：国勢調査

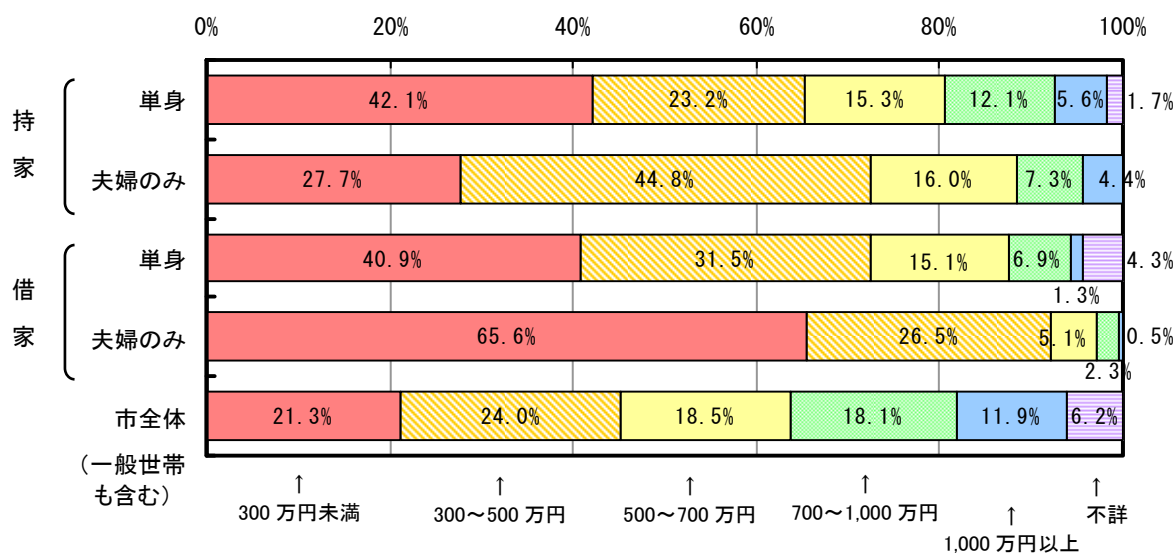
3 高齢者の所得の状況

(1) 高齢者世帯の年収と家賃

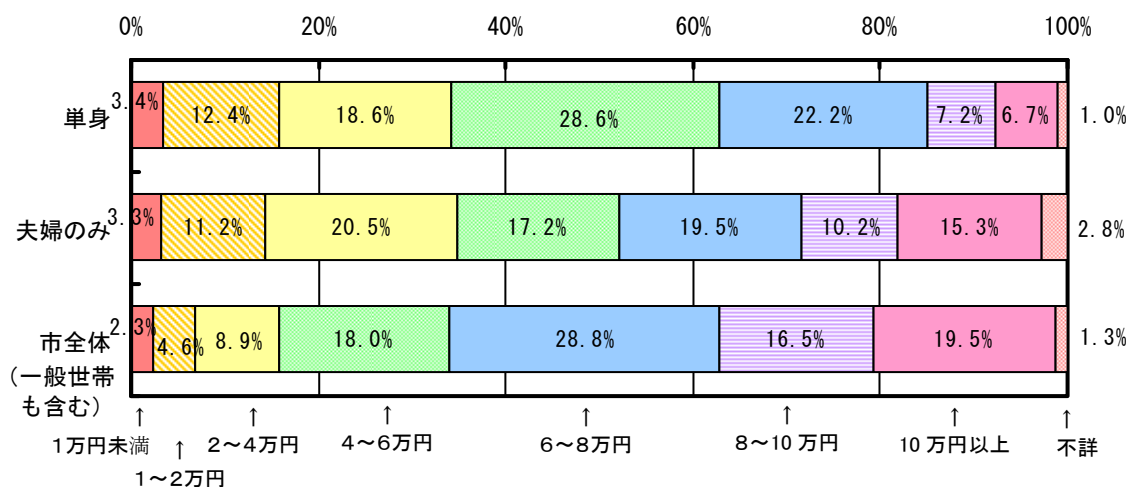
高齢者世帯の年収は、全体的に市全体よりも低く、単身世帯では持家の42.1%、また、借家の40.9%が年収300万円未満となっています。夫婦のみの世帯では、年収300万円未満の割合は、持家世帯で27.7%、借家世帯では65.6%となっており、借家に住む高齢者の世帯の収入が低い状況にあります。

借家に住む高齢者世帯の1か月当たり家賃は、単身世帯、夫婦のみの世帯ともに、市全体の借家世帯の家賃に比べて低く、約35%の世帯が4万円未満となっています。

【高齢者世帯の年収】



【借家に住む高齢者世帯の1か月当たり家賃】



※単身:65歳以上の単身世帯

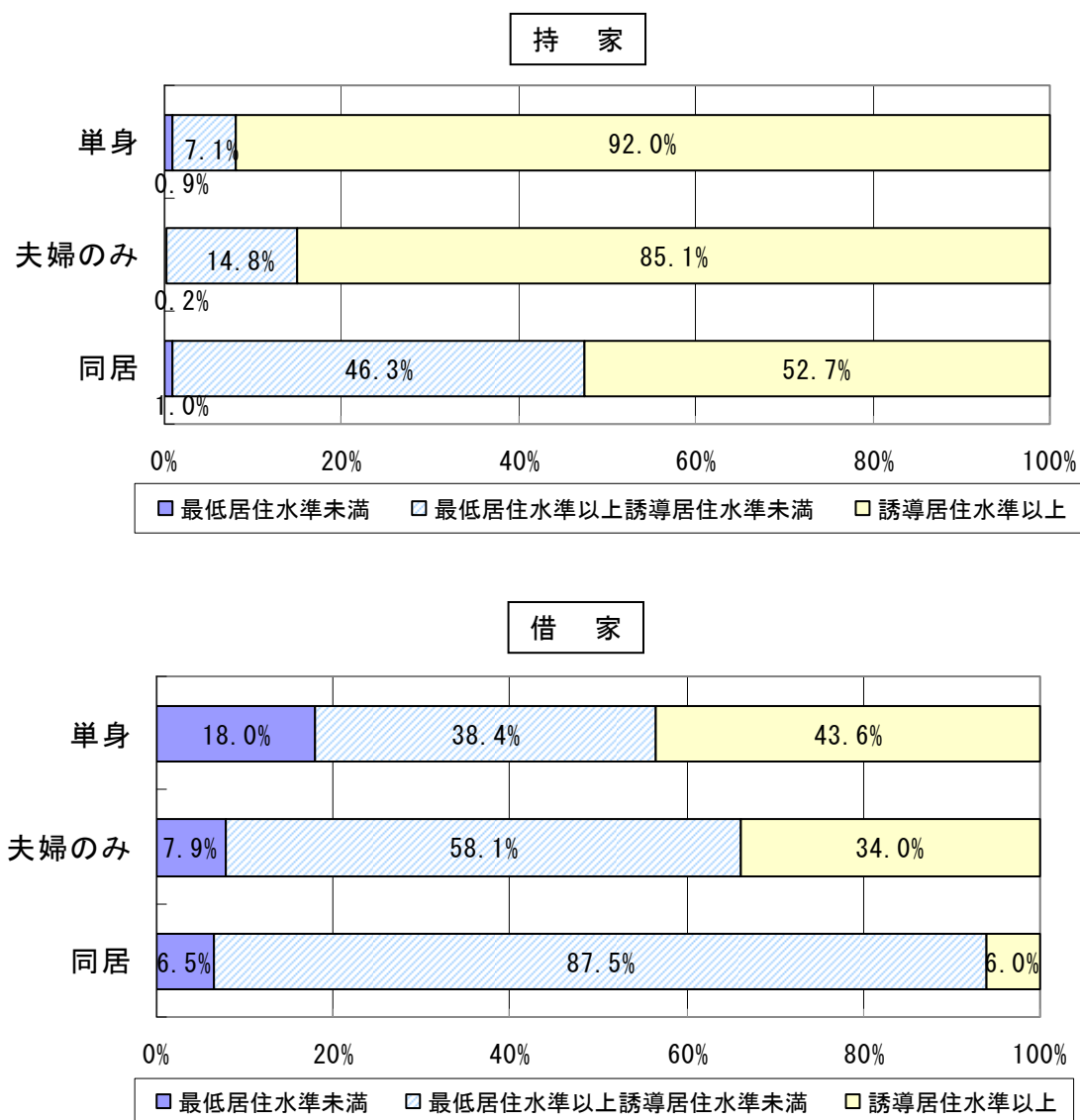
※夫婦のみ:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

資料：平成20年住宅・土地統計調査

(2) 高齢者世帯の居住面積水準

高齢者世帯の居住面積水準は、持家と借家で大きな格差があります。持家の単身・夫婦のみの世帯では、9割前後の世帯が誘導居住面積水準以上となっているのに対し、借家の単身世帯では18.0%が、夫婦のみの世帯では7.9%が、最低居住面積水準未満となっています。

【高齢者がいる世帯の居住面積水準】



※単身:65歳以上の単身世帯

※夫婦のみ:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

※居住面積水準…国土交通省が定める「住生活基本計画(全国計画)」に示されている住宅の面積に関する水準

・最低居住面積水準…単身世帯 25㎡、2人以上の世帯 10㎡×世帯の人数+10㎡

・誘導居住面積水準

都市居住型(共同住宅居住を想定)…単身世帯 40㎡、2人以上の世帯 20㎡×世帯の人数+15㎡

一般型(戸建住宅居住を想定)…単身世帯 55㎡、2人以上の世帯 25㎡×世帯の人数+25㎡

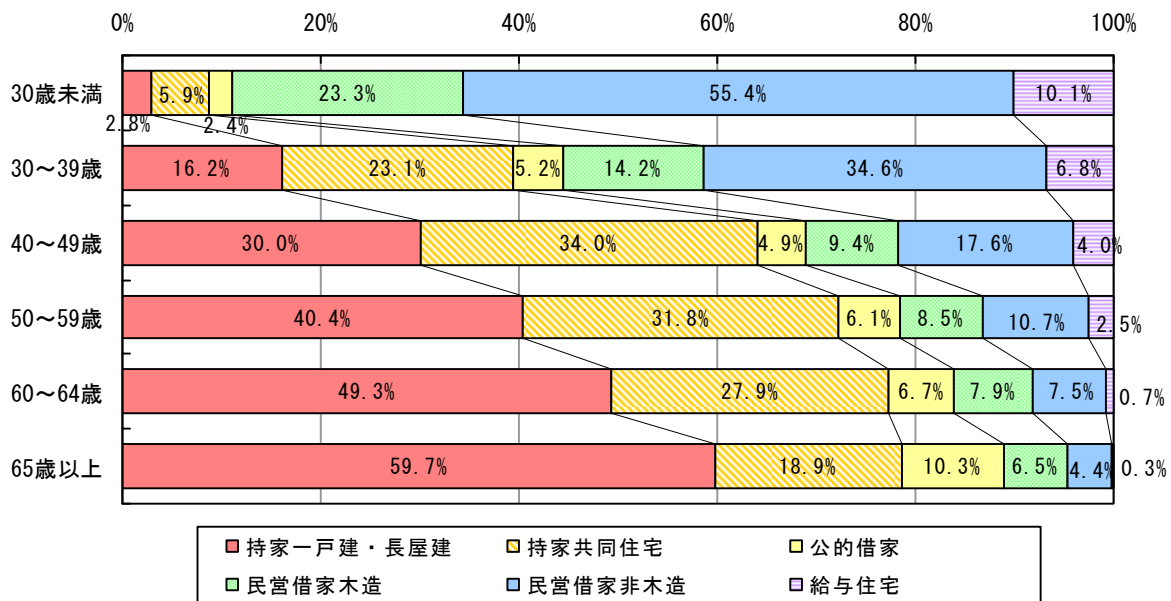
資料：平成20年住宅・土地統計調査

4 高齢者の住まい等の状況

(1) 高齢者世帯の住宅の所有関係

世帯主の年齢別に持家と借家の割合をみると、年齢が上がるにつれて持家率が上昇し、65歳以上になると約8割の世帯が持家に居住しています。

【年齢別の住宅の所有関係】



資料：平成20年住宅・土地統計調査

高齢者単身世帯では、持家世帯が約60%、借家世帯が約35%となっており、借家世帯のうち44%が公営住宅居住世帯となっています。高齢者夫婦のみの世帯では、持家世帯が約82%、借家世帯が約17%となっており、借家世帯のうち、55%が公営住宅居住世帯となっています。

【高齢者単身世帯及び夫婦のみ世帯の住宅の所有関係】

	総計	持家	借家				不詳	
			公営	%	民間	給与住宅		
単身	110,700	66,200	38,800	17,200	44%	21,300	300	5,700
夫婦のみ	135,500	110,500	22,500	12,300	55%	8,800	400	2,500
計	246,200	176,700	61,300	29,500	48%	30,100	700	8,200

※単身:65歳以上の単身世帯

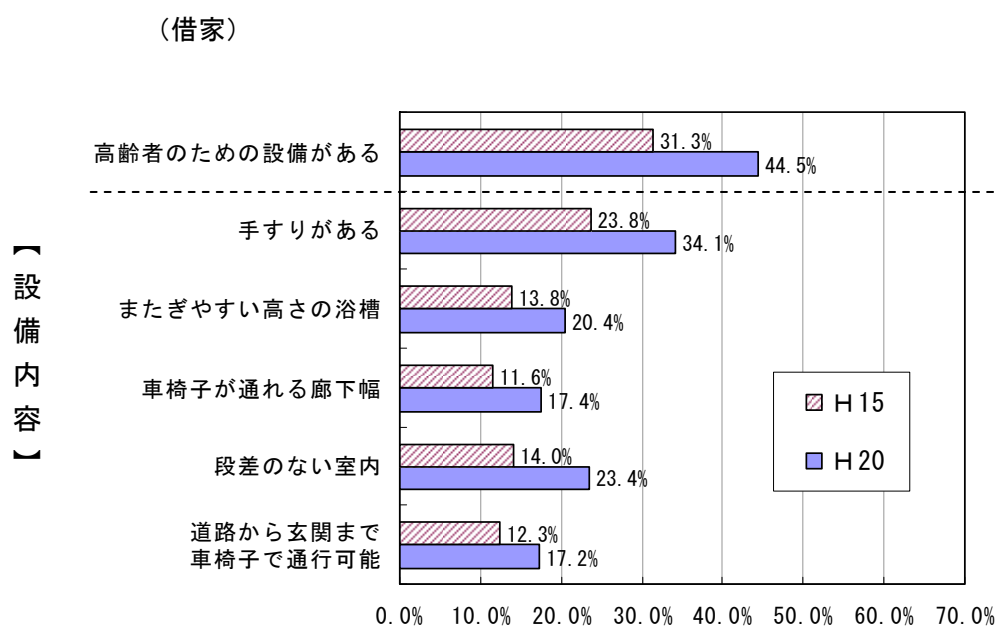
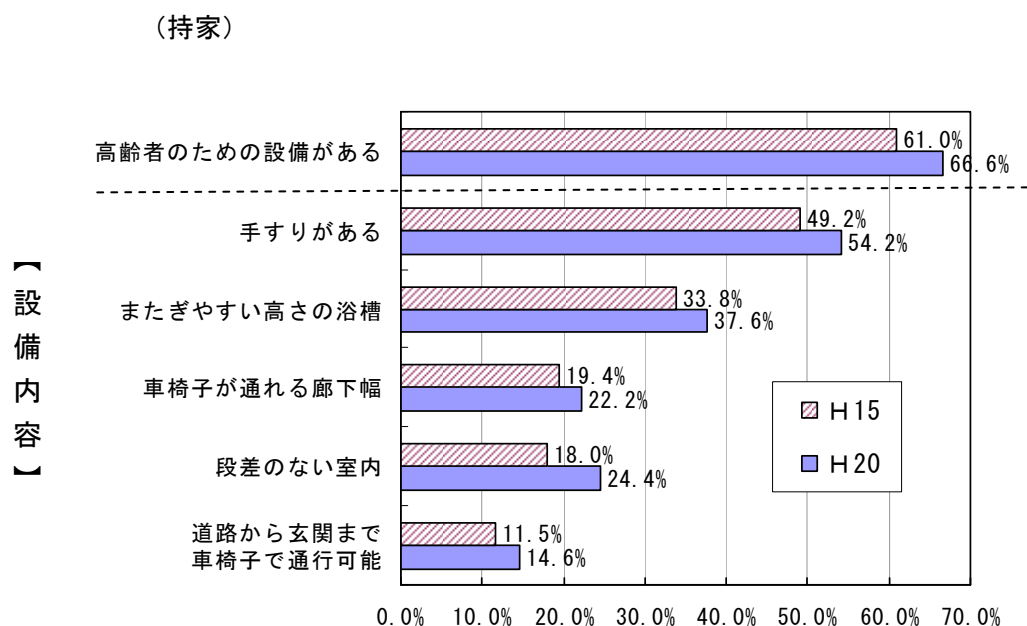
※夫婦のみ:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

資料：平成20年住宅・土地統計調査

(2) 住宅のバリアフリー化

高齢化に対応するため、住宅のバリアフリー化の必要性が重視されています。高齢者向け設備の整備状況をみると、高齢者のための何らかの設備がある世帯が、持家で66.6%、借家で44.5%となっています。特に借家では、平成15年に比べて整備は進んできているものの、全体的に持家よりも整備率が低い状況です。

【高齢者向け設備の整備状況（65歳以上の高齢者がいる世帯）】



資料：平成15・20年住宅・土地統計調査

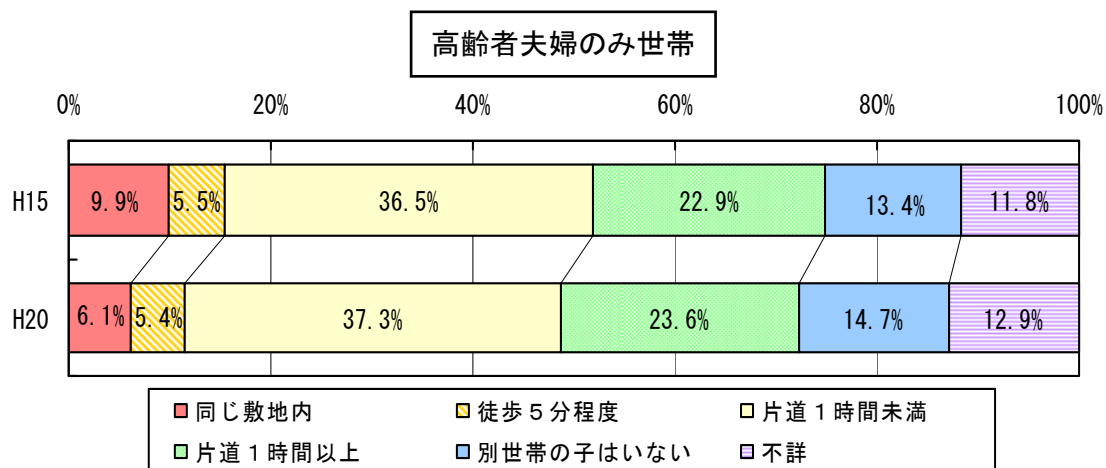
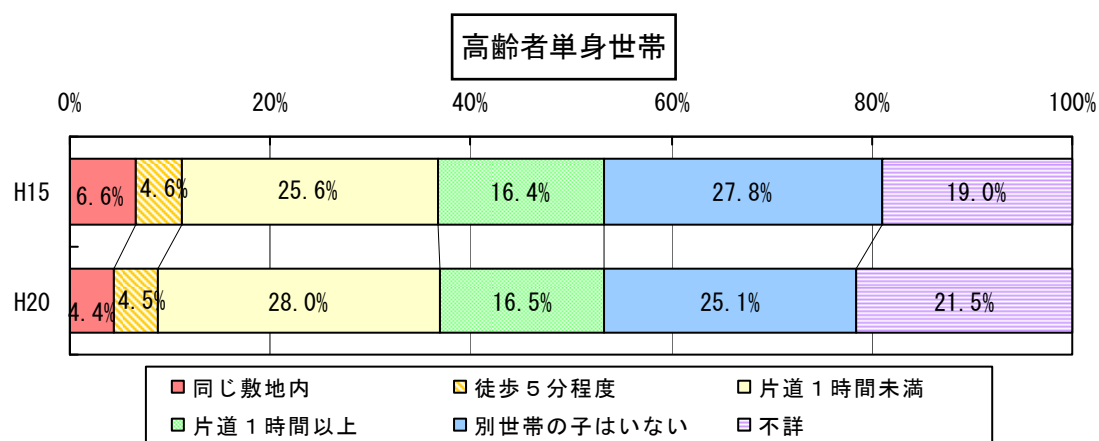
(3) 子供の住んでいる場所別の高齢者世帯

高齢者世帯の子供の住んでいる場所を見ると、徒歩5分圏内に子供が住んでいる高齢者世帯の割合は、単身世帯で8.9%、夫婦のみ世帯で11.5%となっています。

片道1時間未満の場所に子供が住んでいる世帯数の割合は、単身・夫婦のみ世帯ともに増加し、単身世帯で28.0%、夫婦のみの世帯で37.3%となっています。

片道1時間以上の場所に子供が住んでいる世帯数割合は、単身世帯で16.5%、夫婦のみ世帯で23.6%となっており、今後高齢単身・夫婦のみ世帯の緊急時の対応や、介護が必要になったときのケアの問題などに対処する必要性が高くなると考えられます。

【子供の住んでいる場所別の高齢者世帯】



※単身:65歳以上の単身世帯

※夫婦のみ:65歳以上の夫婦(いずれか一方が65歳、夫婦とも65歳以上)のみの世帯

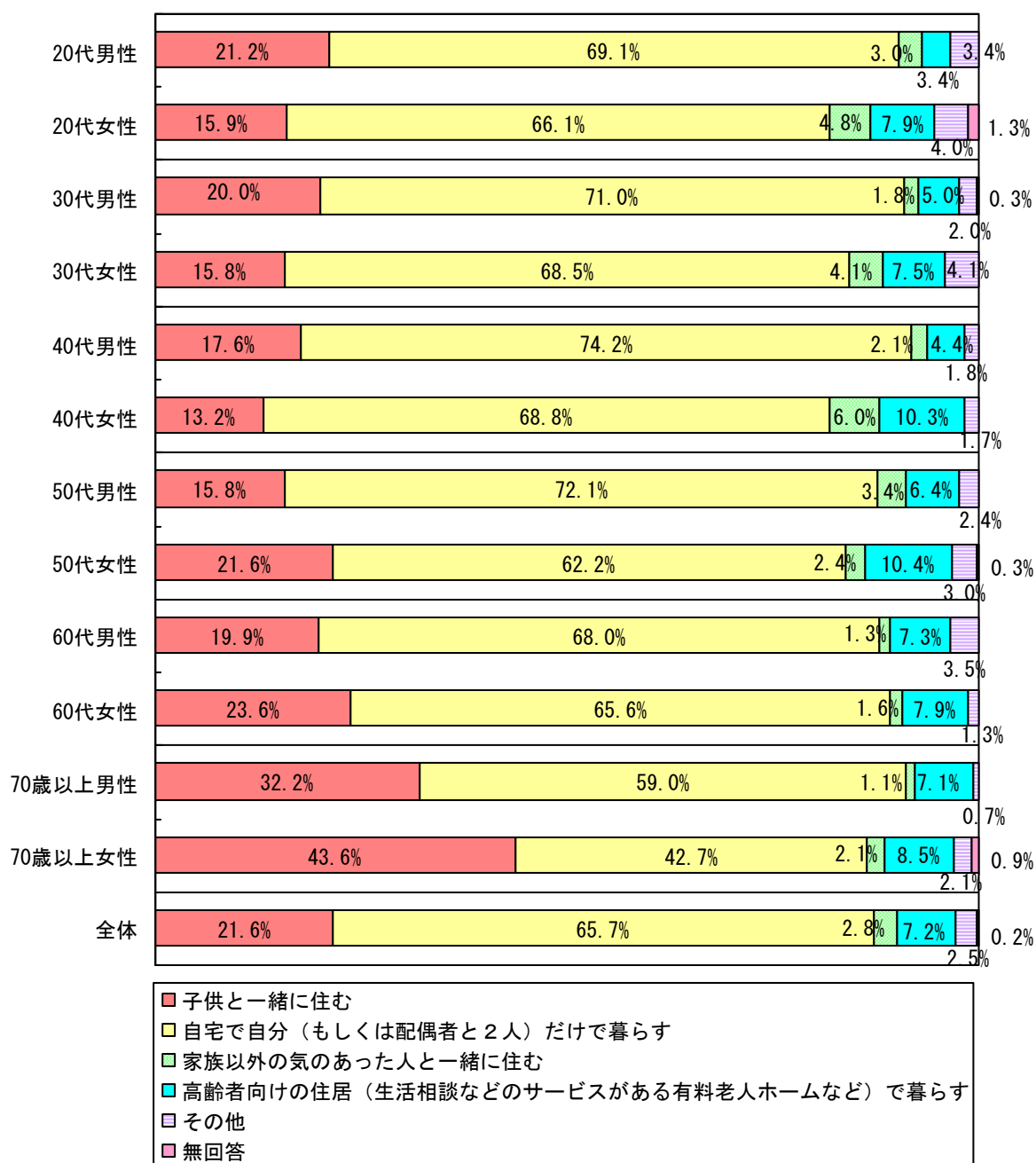
資料:平成15・20年住宅・土地統計調査

(4) 老後の暮らし方

老後を誰とどのように暮らしたいかということについて、「自宅で自分（もしくは配偶者と2人）だけで暮らす」（65.7%）が最も多く、次いで「子供と一緒に住む」（21.6%）、「高齢者向けの住居（生活相談などのサービスがある有料老人ホームなど）で暮らす」（7.2%）などの順となっています。

また、性別・年齢別に見ると、「子供と一緒に住む」は、70歳以上女性（43.6%）で4割を超え、70歳以上男性（32.2%）でも3割を超えて多くなっています。

【老後の暮らし方（横浜市）】



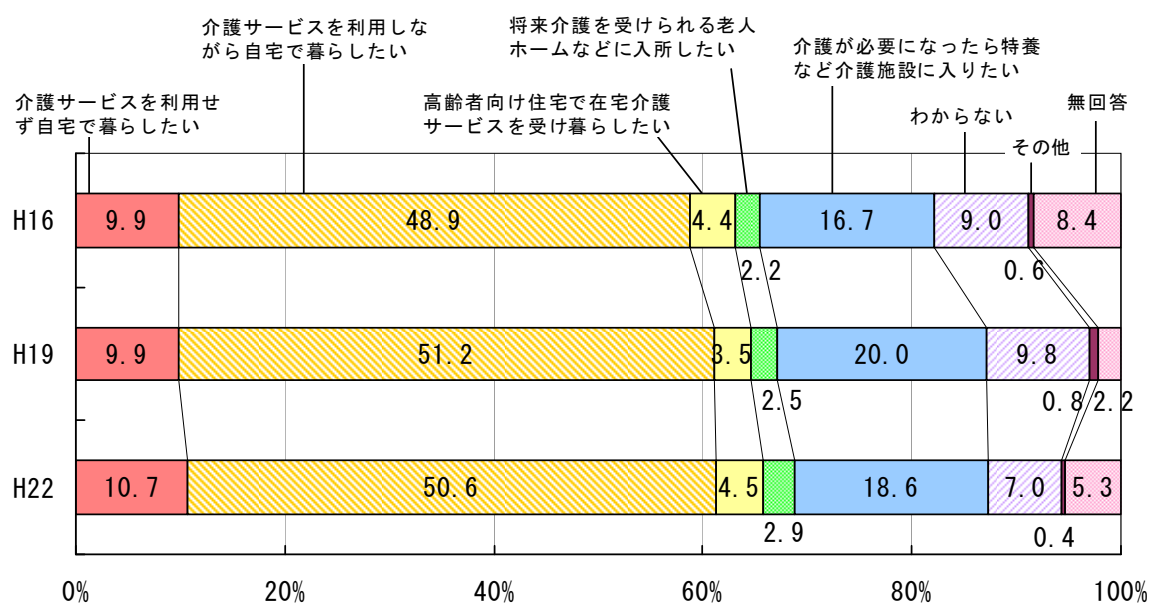
資料：平成20年度横浜市民意識調査

(5) 在宅生活継続の意向

介護サービスと住まいに対する考え方については、高齢者一般では、平成 22 年度調査で 50.6%が「介護サービスを利用しながら自宅で暮らしたい」としており、平成 19 年度調査時より若干減少しましたが、「介護サービスを利用せず自宅で暮らしたい」は 10.7%と若干増加しています。

また、18.6%が「介護が必要になったら特養など介護施設に入りたい」となっており、平成 19 年度調査時より減少しています。

【介護サービスと住まいに対する考え方の状況】



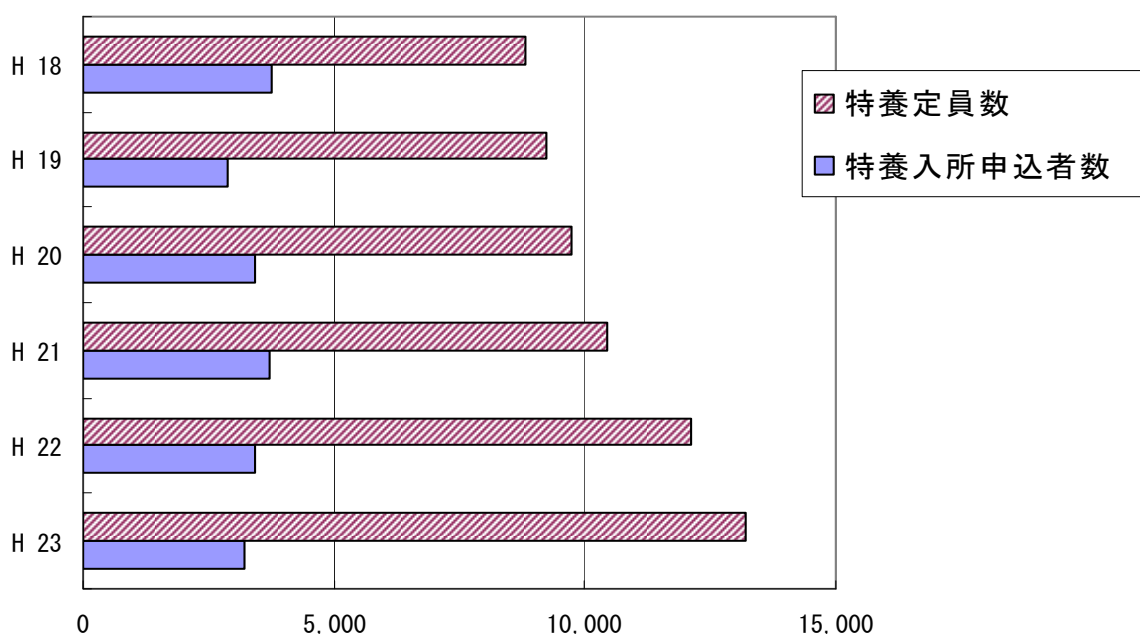
資料：平成 16・19・22 年度 横浜市高齢者実態調査（高齢者一般調査）

(6) 特別養護老人ホームの入所申込者数と入所定員

特別養護老人ホームの入所申込者数と入所定員の推移を見ると、平成 23 年度の入所定員は平成 18 年度から約 150%増加したのに対し、要介護 3 以上の入所申込者数は約 13%の減少となっています。

【特養入所申込者数及び入所定員数の推移】

(入所申込者：介護保険施設入所者、認知症グループホーム、特定施設の入居者を除く申込者)



	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特養入所申込者数	3,740	2,888	3,414	3,715	3,440	3,231
指数	100	77.2	91.3	99.3	92.0	86.4
特養定員数	8,812	9,237	9,727	10,432	12,107	13,207
指数	100	104.8	110.4	118.4	137.4	149.9

※ 在宅の要介護3以上の入所申込者
4月1日現在の申込者数と定員数

5 高齢者向け賃貸住宅の整備状況

横浜市の高齢者向け賃貸住宅（高齢者向け市営住宅（直接建設型、借上型）、高齢者向け優良賃貸住宅）の整備状況は以下のとおりです。

類別	概要	平成23年度末 見込み
高齢者向け市営住宅 （直接建設型）	住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。 所得等の要件があります。	32 団地 1,140 戸
うち シルバーハウジング	緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。また、生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。	22 団地 928 戸
高齢者向け市営住宅 （借上型） 「シニア・りぶいん」	高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げています。 上記シルバーハウジングと同様の設備、支援があります。 所得等の要件があります。	145 団地 3,250 戸
高齢者向け優良賃貸住宅	緊急時対応サービス、安否確認サービス等を備えたバリアフリー設計の高齢者用住宅です。 交流スペース、生活相談室等の高齢者生活支援施設が設置されている場合があります。 所得に応じて家賃の補助があります。	45 団地 1,404 戸 ----- 【参考】 (UR 都市再生 機構管理) 16 団地 1,353 戸

6 高齢者施設等の整備状況

横浜市の高齢者入居施設の整備状況は以下のとおりです。

類別	概要	平成 23 年度末 見込み
介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	常に介護を必要とする人で、在宅で介護を受けることが難しい人のための入所施設です。 入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。 このうち、地域密着型特別養護老人ホーム（小規模の特別養護老人ホーム）は、定員 29 人以下の小規模で運営されます。	138 施設 13,597 床
介護老人保健施設 (老人保健施設)	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰をめざす入所施設です。 在宅生活の復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討します。 また、病状により入院治療の必要が認められる場合は、適切な医療機関を紹介します。	80 施設 9,565 床
介護療養型医療 施設	療養病床と老人性認知症疾患療養病棟の 2 種類があります。 療養病床は病状が落ち着いたものの専門的な治療が長期必要な方のための長期療養施設です。 老人性認知症疾患療養病棟は、認知症の方に療養上の管理、看護機能訓練その他の医療サービスを提供します。	12 施設 593 床
認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受ける入所施設です。 居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなどして、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようになることをめざします。	282 施設 4,749 床
有料老人ホーム	入居する高齢者に、入浴、排せつ又は食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。	190 施設 12,698 床 (注 1)

類別	概要	平成 23 年度末 見込み
介護付き有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護事業所)	有料老人ホームのうち、介護保険の指定を受けたもので、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。 このうち、「地域密着型特定施設入居者生活介護事業所」は定員 29 人以下の小規模で運営されます。	132 施設 10,335 床 (注 2)
ケアハウス	60 歳以上の方（どちらかが 60 歳以上の夫婦を含む）で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立しての生活が不安で、家族の援助が受けられない方のための入所施設です。	6 施設 396 床
軽費老人ホーム	60 歳以上の方で身寄りのない方や家庭の事情等によって家族との同居が困難な方のための入所施設。 所得制限があります。	5 施設 250 床
養護老人ホーム	介護を常には必要としない、原則として 65 歳以上の方で環境上の理由及び経済的事情によって在宅での生活が困難、又は適当でない方のための入所施設です。 所得制限があります。	6 施設 628 床

(注 1) 有料老人ホームの数には、(注 2) の介護付き有料老人ホームの数も含まれます。



第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組

1 高齢者の住まいに関する現状と課題

(1) 高齢単身・夫婦のみ世帯の増加への対応

横浜市は、今まさに本格的な高齢社会を迎えようとしています。今後、高齢者人口は急速に増加し、人口のピークを迎える平成32年には、4人に1人が65歳以上の高齢者となります。

特に75歳以上の高齢者人口は、平成17年では、高齢者全体の約4割でしたが、平成42年には、約6割を占めることが見込まれています。

世帯の状況をみると、平成2年から平成22年までの20年間で、横浜市の高齢夫婦のみの世帯は3.3倍に、高齢者の単身世帯は4.2倍に増加しています。

今後この傾向は更に強まるものと考えられ、こうした状況を踏まえると、高齢者向け住宅の供給等を進めていく必要があります。

(2) 要介護・要支援認定者等の増加への対応

高齢者人口の増加に伴い介護や支援が必要な高齢者が増加し、今後、高齢者に対する介護サービスの需要は大幅に増大することが見込まれます。

在宅の高齢者の約6割は、介護などの支援が必要となった場合に、住み慣れた自宅で暮らしたいという意向をもっており、在宅生活を支える仕組みが必要となっています。

一方で、在宅の高齢者の3割近くが、老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者向け住宅など、在宅以外を望んでいることから、このような施設や住宅を整備する必要もあります。

(3) 低所得な高齢者世帯への対策

借家に住む高齢者世帯の1か月当たり家賃は、単身世帯、夫婦のみの世帯ともに、市全体の借家世帯の家賃に比べて低く、約4割の世帯が4万円未満となっており、所得が低い高齢者が安心して住み続けられる住まいを確保することも必要です。

(4) 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化の推進

高齢者が、自宅においてできるだけ自立した生活を続けるためには、自宅がバリアフリー化され、安全、円滑に移動できることが必要です。

65歳以上の高齢者が住む住宅において、手すりや段差のない室内、車椅子で通行可能な幅のある廊下など、高齢者のための設備を備えている割合は、持家において約67%、借家においては、約45%となっており、十分とは言えない状況にあります。これら住宅ストックのバリアフリー化を進めることが必要です。

(5) 高齢者の多様なニーズに応じた住まいへの住替え支援

ライフステージや身体状況の変化などに応じて、例えば、子育て後に夫婦のみとなった高齢者世帯が広い持家を売却してより小規模な共同賃貸住宅に住み替えたり、身体機能の低下を踏まえて高齢者のための設備が整ったバリアフリー住宅に住み替えるなど、高齢者の多様なニーズに対応した住替えを支援していく必要があります。

(6) 地域による支援体制の充実

都市化や核家族化の進展などにより、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増大するとともに、地域のつながりが希薄化し、家族や地域の支えがない高齢者が増加することが見込まれます。

高齢者が社会的に孤立し、誰にも看取られず死に至るケースが社会問題化しており、一人暮らし高齢者などを住み慣れた地域で見守る体制を整備することが課題となっています。

このような高齢化の動向や住まいの現状を踏まえて、一人ひとりの身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいの選択や改修等ができるように、高齢者に配慮した住まい・施設の普及を図り、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要になっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できるよう支援していくことが求められています。

2 課題解決に向けた取組方針

1の課題に的確に対応するため、以下の取組を推進します。

(1) 高齢者向けの賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の促進

(2) 高齢者の賃貸住宅への入居支援等

(3) 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

(4) 地域で高齢者を支える仕組みの構築

(5) 高齢者の居住の安定の確保に向けた情報提供・相談等の充実

3 課題解決のための施策

(1) 高齢者向けの賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の促進

① 高齢者向け市営住宅の提供

段差の解消や手すりの設置など、住居内を高齢者向けに配慮するとともに、緊急通報システムの設置と生活援助員の派遣により、生活相談や安否の確認など在宅生活の支援を行う市営住宅（シルバーハウジング、シニア・りぶいん（※））を提供します。

このほか、市営住宅の一部について、床段差の解消、手すりの設置など、高齢者等に配慮した仕様の住戸についても高齢者向け住宅として提供します。

※ 本市が建設し、所有している住宅を「シルバーハウジング」、本市が市営住宅として借り上げた住宅を「シニア・りぶいん」と呼んでいます。

② 高齢者向け（地域）優良賃貸住宅の供給促進

住宅困窮度の高い中低所得者の高齢者の方の居住の安定を図るため、安心して居住できる良質な賃貸住宅の供給を促進する必要があります。

このため、バリアフリー（室内の段差解消や手すり設置）仕様に整備された民間の賃貸住宅を、横浜市が認定し、緊急時対応サービス（緊急通報装置の設置、緊急連絡体制の整備）、安否確認サービス（定期的な入居者の安否確認）、生活相談等のサービスの提供や、家賃の補助が受けられる高齢者向けの公的賃貸住宅として、年間200戸程度（23～26年度）供給します。

③ サービス付き高齢者向け住宅の供給支援

専門職員が日中常駐し、生活相談や安否確認サービス等が提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、住宅の登録や事業者に対する指導・監督を行い、国の補助制度等を活用して供給を支援します。

④ 多世代が居住する高齢者向け住まいの供給促進

介護が必要になっても、地域のなかで安心して住み続けられるよう、多世代がともに居住し、医療・介護事業所等や地域の方々と交流できる場の備わった、民間事業者による高齢者向け住まいの供給促進に取り組みます。

⑤ 特別養護老人ホームの整備

入所の必要性・緊急性の高い申込者が、おおむね1年以内に入所できる水準を維持するため、年間300床（24～29年度）の整備を進めます。

市有地活用等による施設の地域偏在への対応を図るとともに、医療的ケアの充実を推進します。

施設の居住環境に配慮した個室・ユニット型による整備を基本とします。

⑥ 認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホーム等の整備

認知症高齢者のための施設として、日常生活圏域を単位として、未整備圏域への認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

介護付有料老人ホーム等については、医療ニーズ、低料金、立地状況など、横浜市が期待するニーズに対応した施設整備を進めます。

⑦ 要援護高齢者の生活を支える施設への支援

養護老人ホームや、自立した生活を支えるケアハウスなどの軽費老人ホームの運営を引き続き助成します。

⑧ 質の高い適切な料金の有料老人ホーム等の確保

特定施設入居者生活介護のサービスを提供する有料老人ホーム等については、高齢者の多様なニーズに応える居住形態の周知と普及を進めていきます。

また、老人福祉法上の届出が必要な、住宅型など利用者の状況に応じた有料老人ホームについても、適切なサービスの提供を確保し、入居者が安心して生活することができるよう、届出の促進を図っていきます。

(2) 高齢者の賃貸住宅への入居支援等

① 市営住宅への入居支援

市営住宅の入居者募集にあたり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに、単身入居を認め、入居時に高齢者等世帯の収入基準を緩和するなど、高齢者の市営住宅への入居を支援します。

② 民間住宅あんしん入居事業による支援

家賃の支払能力があっても、保証人が確保できないため民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社の家賃保証による入居支援を行います。また、入居後の安心確保に向けて、福祉施策と連携した居住支援を行うとともに、家主や入居者の不安を軽減するため、支援メニューの拡充を図ります。

③ 終身建物質貸借制度の運用・普及

高齢者が終身にわたって、賃貸住宅に住み続けることのできる「終身建物質貸借制度（※）」の普及を図ります。

※ 住戸のバリアフリーなど一定の基準を満たした賃貸住宅について、高齢者が賃借人となる場合に、賃借人の生存中存続し、死亡時に終了する賃貸借契約を結ぶことができる制度。

(3) 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

① 既設市営住宅のバリアフリー化

既設市営住宅において、高齢化に対応するため、エレベーターの設置を行うほか、手すりの設置など、高齢者等に配慮した仕様への改修を進めます。

また、車椅子対応トイレの設置、玄関アプローチのスロープ化、室内の段差解消等、バリアフリー化に資する改善事業を実施します。

② マンション・バリアフリー化等支援事業

民間分譲マンションの管理組合に、共用部分のバリアフリー化等の整備費の一部を補助し、マンションのバリアフリー化を支援します。

③ 高齢者等住環境整備事業

要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、介護保険の住宅改修費支給に加え、専門スタッフが身体状況や住宅の状況等に合わせたアドバイスを行うとともに、それに基づく住宅改造工事費用の一部を助成します。

(4) 地域で高齢者を支える仕組みの構築

① 地域包括ケアの充実

地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに地域包括支援センターを設置し、地域の特性を踏まえた様々な相談や高齢者のニーズや状態の変化に応じ、介護保険やその他のサービスを総合的に利用するための様々な支援を行います。

地域包括支援センターの機能を充実し、地域包括ケアの中核的な機関として、保健・医療・福祉の関係機関、団体等との連携などを強化します。

② 在宅サービスの充実（介護保険事業・介護保険以外事業）

介護力の弱い世帯や従来のサービスでは対応が困難な高齢者に対し、「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護事業所を整備し（平成 26 年度までに、おおむね日常生活圏域に 1 か所（150 か所）、在宅生活を支援します。

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護サービスなど、介護保険サービスを適切に提供するとともに、介護保険以外のサービスも提供します。

（「介護保険制度関連事業一覧」 P. 27 参照）

③ 地域での支え合い体制づくりの推進

一人暮らし世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加を踏まえ、地域で安心して暮らし続けるため、地域での支え合い体制づくりを推進します。

住民相互の見守りの促進や、自治会町内会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO（非営利活動団体）、介護サービス事業者等が連携して行う地域での見守り活動を支援し、推進していきます。

④ 活動拠点確保の支援

空き家・空き店舗等を活用した、地域の見守りや生活支援等の活動拠点づくりを支援します。

(5) 高齢者の居住の安定の確保に向けた情報提供・相談等の充実

① 高齢者の住替えや住宅資産有効活用の支援

家族構成や身体状況の変化などに応じて、住替えを検討している高齢者に対し、適切な住替えができるよう、ニーズにあった高齢者向けの住宅や施設の情報提供を行います。

また、高齢者が住み替える際に、持家を子育て世帯へ賃貸するなど、高齢者の資産活用を含めた様々な住替えに関する相談・支援を行います。

② 住宅相談体制・情報提供の充実

既存の住宅相談窓口・情報拠点である「住まいの相談カウンター（ハウスクエア横浜）」（NPO横浜市住宅リフォーム促進協議会）と「住まいるイン」（横浜市住宅供給公社）を中心として、様々な機関や民間住宅事業者が連携する仕組みづくりを進め、住宅情報のネットワーク化を図ります。

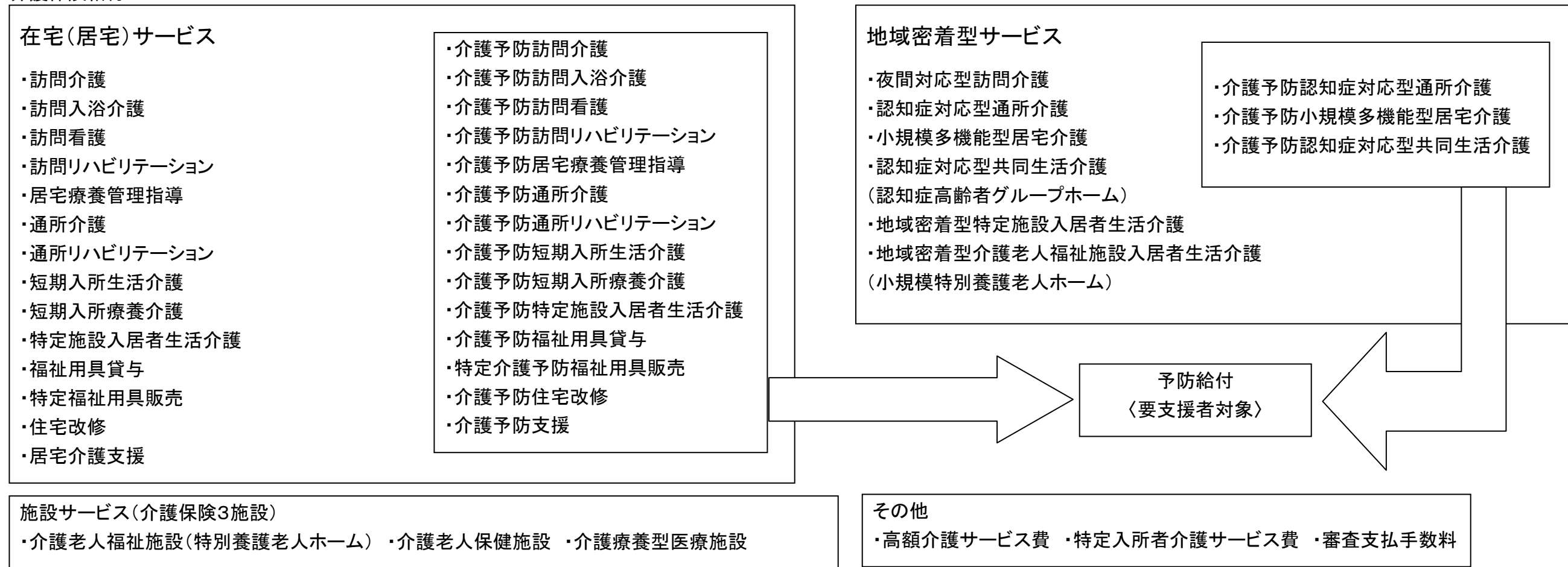
③ 身近な場所での包括的な住宅相談・情報提供

地域の市民利用施設等を活用するなど、身近な場所で、住まいや居住支援に関する総合的な相談や情報提供ができる仕組みを構築します。



介護保険制度関連 事業一覧(H23 年度現在)

1 介護保険給付



2 地域支援事業

介護予防事業	包括的支援事業	任意事業
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動支援事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・訪問型介護予防事業 ・認知症予防事業 ・介護支援ボランティアポイント事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター運営費 ・総合相談 ・権利擁護 ・介護予防ケアマネジメント ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費適正化事業 ・介護相談員派遣事業 ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 ・高齢者食事サービス事業 など

3 介護保険外サービス

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ホームヘルプサービス事業 ・高齢者等住環境整備事業 ・在宅高齢者虐待防止事業 ・中途障害者支援事業 ・療養通所介護促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業(あんしん電話貸与等) ・認知症高齢者対策事業 ・緊急ショートステイ床確保事業 ・医療対応促進助成事業 ・訪問指導事業 など
---	--